

地区体育館使用料に見直しによる使用料金設定の妥当性について
 (平成 25 年 4 月「無料体育施設の使用料のあり方について(答申)」および
 「入間市受益者負担見直しガイドライン」を踏まえ作成)

【使用料(案)】

利用場所	貸出し単位	料金
アリーナ 1 / 2 面	2 時間	1, 000 円
2 階フロア面 ※1		400 円

※1 宮寺地区体育館を除く

1. 使用料見直し(受益者負担)の考え方

市が提供しているサービスや施設の管理運営に係るコストは、使用料のほか市税等の公費によって賄っており、サービスを利用しない人も税金によるコストを負担しています。そのため、利用者に応分の負担を求め、負担の公平性・公正性を確保し「受益と負担の適正化」を図ることが重要です。このことから、地区体育館の使用料を設定し、有料化を図るもので

2. 利用料の算定について

算定に当たっては「入間市受益者負担見直しガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」に則って行う。

(1) 利用料の算定方法

- ① 施設の管理運営に必要なランニングコストを算出
- ② 1 m²当たりのコストを算出したうえで、利用面積、利用時間をしてコストを算定
- ③ 受益者負担率を乗じて使用料を算定

・ランニングコスト

人件費	受付、使用料の徴収、保守点検等の事務、通常の施設管理運営に係る職員等人件費
物件費	需用費(光熱水費、消耗品費、修繕費等) 委託料(保守委託、管理委託等)、役務費(通信運搬費、保険料等)など通常の施設の管理運営に係る物件費

(2) 受益者負担割合

公共施設としての必要性や収益性を勘案して判断する。ガイドラインに基づき、地区体育館の受益者負担率は 50% とする。

・公の施設の性質に応じた標準的な受益者負担の考え方 <参考:ガイドライン抜粋>



(3)対象施設の概要（令和5年度時点）

施設	延べ床面積	延べ床面積	アリーナ面積	2階面積	開館日数	開館時間	利用件数
藤沢地区体育館	1,268.51 m ²	1,268.51 m ²	936 m ²	132.74 m ²	休館日 12/28～ 1/4	9:00 ～21:30	3,464件
東金子地区体育館	1,264.98 m ²	1,264.98 m ²	936 m ²	121.56 m ²			3,623件
西武地区体育館	1,250.98 m ²	1,250.98 m ²	936 m ²	107.56 m ²			2,404件
宮寺地区体育館	1,216.65 m ²	1,250.98 m ²	936 m ²				2,666件
黒須地区体育館	1,250.98 m ²	1,216.65 m ²	936 m ²	107.56 m ²			2,518件
合計	6,252.10 m ²	6,252.10 m ²	4,680 m ²	469.42 m ²	357日	12.5時間	14,675件

・人件費	2, 837, 736円	地区体育館5館分ランニングコスト 合計44,176,677円
・旅費	91, 427円	
・需用費	11, 004, 688円	
・役務費	855, 757円	
・委託料	28, 366, 066円	
・使用料及び賃借料	470, 548円	
・その他(自主事業等)	62, 455円	
・公租公課	488, 000円	

3.地区体育館の使用料算定について

(1) ガイドラインに基づき、地区体育館の使用料を以下のとおり算定した。

[1] 1 m²の時間当たりのコストから算出した使用料（令和5年度決算）

- ・延べ床面積 6, 246 m²
- ・年間開館時間 4, 462時間 (開館日数 357×開館時間 12.5 時間)

施設全体の経費÷延べ床面積÷年間開館時間

$$44,176,677 \text{円} \div 6,246 \text{m}^2 \div 4,462 \text{時間} = 1.58 \text{m}^2$$

単価×アリーナ面積×受益者負担率

$$1.58 \text{円} \times 936 \text{m}^2 \times 50\% = 740 \text{円}$$

[2]利用件数から算出した使用料

施設全体の経費 ÷ R5利用件数 = 1件当たりの単価

$$44,176,677 \text{円} \div 14,675 \text{件} = 3,010 \text{円}$$

1件当たりの単価×受益者負担

$$3,010 \text{円} \times 50\% = 1,505 \text{円}$$

[1]、[2]の算定に加え、

①近隣の状況(狭山市・狭山台体育館720m²で850円)との比較

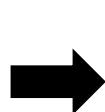
②市内体育施設等とのバランス

③人件費の高騰

④R5年からの物価上昇

を考慮した使用料の案として

アリーナ	1時間の使用料
アリーナ全面 (936 m ²)	1,000円
アリーナ1/2面 (468 m ²)	500円
2階フロア (117 m ²)	200円



貸出し単位 (2時間)

アリーナ1/2面：1,000円

2階フロア：400円

(2)減免措置について

ガイドラインでは、受益者負担の例外である減免措置が、際限なく広がることは「受益と負担の適正化」に反するとしているが、子ども・障がい者等が使用する場合、また地域のスポーツ拠点であることを考慮し、以下のような使用例に対し、減免規程を設けることが考えられる。

○減免措置（案）

- ① 市が主催(全部 or一部)する行事に利用するとき 【全額減免】
- ② 市内の公立小・中学校、保育所が主催する行事に参加するとき 【全額減免】
- ③ 地元自治会等が使用するとき 【全額減免】
- ④ 児童・生徒のスポーツ活動に使用するとき 【5割減免】
- ⑤ 障がいのある個人及び介助者が利用するとき 【5割減免】
- ⑥ 市内の高校(私立含む)が正規教育課程で利用するとき 【5割減免】

(3)使用料の徴収開始時期

令和7年12月議会にて議決された場合：令和8年 7月から（予定）

令和8年 3月議会にて議決された場合：令和8年10月から（予定）

4.その他の施設の状況

<市内施設の1時間当たり使用料>

施 設	午前（9時～正午）	午前（13時～17時）	夜間（18時～21時半）
市民体育館アリーナ（1,681 m ² ）	1,333 円	1,500 円	2,285 円
武道館・柔道場（598 m ² ）	1,200 円	1,200 円	1,714 円
武道館・剣道場（943 m ² ）	1,500 円	1,500 円	2,142 円

<他市の状況>入間市内地区体育館と面積が近い施設との比較

入間市 地区体育館アリーナ 全面 936 m²

	施 設	全面面積	1時間当たりの料金
所沢市	三ヶ島地区体育館 全面	1076 m ²	630 円
狭山市	狭山台体育館 全面	720 m ²	750 円
飯能市	市民体育館メインアリーナ 1/2面	782 m ²	600 円
日高市	市民体育館メインアリーナ 1/2面	855 m ²	1,000 円
坂戸市	市民総合運動公園 小体育室全面	900 m ²	800 円

5.地区体育館付属施設の使用料について

付属施設については、設備の老朽化や各地区1カ所の整備を目指す地区スポーツ広場が未整備であるなどの状況を踏まえ、使用料徴収については、引き続き検討が必要である。

<地区体育館の付属施設>

- ・藤沢地区体育館 ソフトボール場1面・テニスコート2面
- ・東金子地区体育館 テニスコート1面
- ・宮寺地区体育館 テニスコート1面